平成２８年（フ）第６８４号
神戸市北区緑町８丁目２番６－103号、破産手続開始決定時の住所京都府城陽市寺田庭井１番地の90
破産者　西本　弘美
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７３８号
京都市伏見区横大路三栖山城屋敷町104番地２　クレアガーデン伏見桃山1005号、前住所石川県金沢市本町１丁目８番18号リブ・アレン603号
破産者　林　　惠子
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３８５４号
大阪府東大阪市近江堂２－６－20　ケーズハーモニー近江堂201号室、住民票上の住所大阪府柏原市玉手町22番17号
破産者　道田　秀康
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６１号
和歌山県紀の川市貴志川町長山756番地３
破産者　トーアエナジーこと　吉中　利弥（旧姓家卿）
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１７号
和歌山市木ノ本187番地、前住所和歌山市木ノ本417番地７
破産者　山久水産こと　山本　裕行
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２号
佐賀県伊万里市立花町2361番地２　ゴッドフィールドＡ103号室
破産者　伊藤　美岐
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第７５号
長崎県大村市原口町641番地38　ナウビレッジハウス１号室
破産者　島田　清治
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
宮城県栗原市栗駒稲屋敷大鳥東側23番地４
破産者　渡邊　貞弘
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
山形県米沢市東１丁目14番55号
破産者　鈴木　秀明
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１２７５号
神奈川県鎌倉市今泉１丁目５番８号　カルティエ101号
破産者　吉谷　公子
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５８２号
神奈川県大和市柳橋３丁目12番地３　朝日プラザ桜ケ丘Ｉ301号
破産者　小野　洋一
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７２４号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘８番34号
破産者　俵谷　秀紀
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３号
富山市東中野町２丁目３番23－102号　コーポ東中野、前住所富山市大泉中町８番35－102号　プライムコート大泉中町
破産者　沢村　　智
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９３号
富山市新庄町157番地１　ＨＡＮＡハイツ304号、前住所富山県高岡市城光寺15番地12
破産者　マルクこと　折山小百合（旧姓亀田）
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７５号
秋田県由利本荘市石脇字田中60番地８　ピアシティーＡ－４、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区高丘町無番地第１航空団修理隊
破産者　小松　一義
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３２５号
静岡県袋井市砂本町１番地の３
破産者　酒井扶左江
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
岡山県倉敷市鶴形２丁目２番２号
破産者　小野　圭治
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
山口県岩国市御庄2545番地１
破産者　佐伯　雅規
1　決定年月日　平成28年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部